



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	4
大和高田市庁舎駐車場使用料条例（総務課）	4
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	4
大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）	5
規則	5
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課）	5
大和高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（総務課） ..	6
大和高田市庁舎駐車場使用料条例施行規則（総務課）	6
大和高田市庁舎駐車場の使用に関する規則（総務課）	7
訓令	8
令和3年度大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（未 来まちづくり局）	8
令和3年度大和高田市プレミアム付商品券発行管理運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委 員会設置要綱（商工振興課）	9
告示	10
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	10
令和3年6月11日大和高田市議会定例会の招集（財政課）	11
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	11
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）の要領の公表（財政課）	12
公示送達（税務課）	15
指定居宅介護支援事業者の指定の廃止（介護保険課）	16
公示送達（収納対策室）	16
公告	17
東雲町965番6等に関する一般競争入札公告（総務課）	17
大谷地内道路拡幅工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	19
消防設備定期点検業務（市内8小学校）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ..	22
消防設備定期点検業務（市内3中学校、6幼稚園、公立2認定こども園及び6保育所）に関する条件 付き一般競争入札公告（契約監理室）	25
土庫単身者住宅解体工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	28
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	30
清潔区域における清潔環境管理業務及びHEPAフィルタ等交換整備業務に関する条件付き一般 競争入札公告（市立病院管理課）	30
大和高田市総合公園基本計画見直し業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	33
幸町街路樹伐採伐根工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	36
令和3年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施に関する公告（市立病院総務課）	38

令和3年度大和高田市職員採用試験（行政職）の実施に関する公告（市立病院総務課）	40
大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（未来まちづくり局）	42
大和高田市旧庁舎解体工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	43
中央陸橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	47
高田西中学校プール改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	50
教育委員会	53
教育委員会6月定例委員会の招集（教育総務課）	53
大和高田市指定文化財の指定（教育総務課）	53
選挙管理委員会	54
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	54
上下水道事業	54
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課）	54
高6枝曾大根2丁目地内管渠工事（7）・給配水管移設工事（G07）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	54
高6枝大東町地内管渠工事（5）・給配水管移設工事（G05）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	58
高5枝東中2丁目地内管渠工事（4）・給配水管移設工事（G04）・配水管布設替工事（S03）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	62
高5枝曾大根1丁目地内管渠工事（2）・給配水管移設工事（G02）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	65
高6枝蔵之宮町地内管渠工事（6）・給配水管移設工事（G06）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	69
築枝大谷地内管渠工事（8）・給配水管移設工事（G08）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	73
敷枝築山地内管渠工事（13）・給配水管移設工事（G13）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	76
高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事（15）・給配水管移設工事（G15）・配水管布設替工事（S05）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	79
配水管布設替工事（S04）に関する条件付き一般競争入札公告（水道工務課）	82
配水管布設替工事（S06）・消火栓布設替工事（消02）に関する条件付き一般競争入札公告（水道工務課）	84
議会事務局	87
大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局）	87
原稿誤り	88
令和3年5月10日付け大和高田市公報第388号（登載漏れ）	88
令和3年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱（教育総務課）	88
令和3年4月14日付け大和高田市公報第387号（登載漏れ）	90
大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（介護保険課）	90
大和高田市契約規則の一部を改正する規則（契約監理室）	91
令和2年7月10日付け大和高田市公報第378号（登載漏れ）	93
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	93

公布された条例のあらまし**◇大和高田市庁舎駐車場使用料条例（総務課）**

1 理由

令和3年7月からの新庁舎の供用開始に当たり、自動車を利用して来庁する市民の利便に資すること並びに新庁舎の駐車場の適切な管理及び運営を行うことを目的として、駐車場の使用料の額等を定める条例を制定するものです。

2 内容

第1条（趣旨）

この条例が、大和高田市庁舎駐車場の使用につき徴収する使用料に関し必要な事項を定める条例である旨規定します。

第2条（使用料）

使用料の額を、24時間につき800円を上限として市長が定める額とします。

第3条（使用料の納付）

使用料の納付について、特別な理由がある場合を除き、使用後にその使用料を納付しなければならないものとします。

第4条（使用料の減額又は免除）

使用料の減額又は免除について、特別な理由がある場合にのみ認めるものとします。

第5条（使用料の不還付）

既納の使用料は、特別な理由がある場合を除き、還付しないものとします。

第6条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定める旨規定します。

3 施行期日

令和3年7月12日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

令和2年度において実施した、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた世帯に対する生活支援を目的とした国民健康保険税の減免について、現在もなお新型コロナウイルス感染症の感染拡大が認められる状況に鑑み、令和3年度中に納期限が到来する国民健康保険税についても同様に減免するため、規定の整備を行うものです。

2 内容

新型コロナウイルス感染症により国民健康保険の被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険の被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、令和2年度分又は令和3年度分の国民健康保険税であって令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものについて、当該国民健康保険税を減免することができるよう所要の改正を行います。（附則第14項関係）

3 施行期日

公布の日（令和3年4月1日から適用）

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）

1 理由

令和2年度において実施した、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた世帯に

対する生活支援を目的とした介護保険料の減免について、現在もなお新型コロナウイルス感染症の感染拡大が認められる状況に鑑み、令和3年度中に納期限が到来する介護保険料についても同様に減免するため、規定の整備を行うものです。

2 内容

新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、令和2年度分又は令和3年度分の介護保険料であって令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものについて、介護保険料を減免することができるよう所要の改正を行います。（附則第9条関係）

3 施行期日

公布の日（令和3年4月1日から適用）

条 例

条例第15号

大和高田市庁舎駐車場使用料条例をここに公布する。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎駐車場使用料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、自動車を利用して来庁する市民の利便に資するために設置する大和高田市庁舎駐車場の使用につき徴収する使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 使用料の額は、24時間につき800円を上限として市長が定める額とする。

（使用料の納付）

第3条 駐車場に自動車を駐車しようとする者は、使用後にその使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

（使用料の減額又は免除）

第4条 市長は、特別な理由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別な理由があると認めるときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年7月12日から施行する。

条例第16号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「（令和2年1月以前分の国民健康保険税のうち、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため同年2月1日以降に納期限が定められているものを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第17号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」を削り、同項第2号イ中「減少する」を「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

規則第21号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第22号

大和高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和3年7月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大和高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第16号）の施行期日は、令和3年7月12日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第23号

大和高田市庁舎駐車場使用料条例施行規則を次のように定める。

令和3年7月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎駐車場使用料条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市庁舎駐車場使用料条例（令和3年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の額）

第2条 大和高田市庁舎駐車場の使用に関する規則（令和3年規則第24号）第5条第1項に規定する来庁者以外の者の駐車場の使用について、条例第2条に規定する市長が定める額は、駐車場に自動車を駐車した時刻から起算して1時間までは零とし、その後1時間を経過するごとに200円を加算して得た額とする。この場合において、その端数が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

（使用料の納付方法等）

第3条 駐車場に自動車を駐車させようとする者は、自動車を駐車場に入場させる際、駐車券発券機から駐車券の交付を受けるものとする。

2 使用料は、駐車場を出場する際に前項の駐車券を料金精算機に挿入し、当該料金精算機に第2条の規定に基づき算出された額を支払う方法により納付するものとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

規則第24号

大和高田市庁舎駐車場の使用に関する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎駐車場の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車を利用して来庁する市民の利便に資するために設置する大和高田市庁舎駐車場の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の使用)

第2条 駐車場は、大和高田市庁舎における用務のため来庁した者（以下「来庁者」という。）の利用に供するものとする。

(車両の制限)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する準中型自動車及び普通自動車であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.5メートル以下（それぞれ積載物又は取付物を含む。）であること。

(2) 発火性又は引火性のある物品を搭載していないこと。

(3) 駐車場の施設その他の物件を損傷し、又は滅失するおそれがないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(駐車の方法)

第4条 駐車場に自動車を駐車させようとする者は、自動車を駐車場に入場させる際、駐車券発券機から駐車券の交付を受け、駐車場の白線で区画された箇所内に自動車を駐車しなければならない。

(目的外使用許可)

第5条 第2条の規定にかかわらず、市長は、来庁者の駐車場の使用を妨げない限度において、来庁者以外の者の駐車場の使用を許可することができる。

2 駐車場を使用しようとする来庁者以外の者が第4条の規定により駐車券の交付を受けたときは、前項の規定による許可を受けたものとみなす。

(損害賠償の義務)

第6条 駐車場を使用する者は、自己の責に帰すべき事由により駐車場の施設その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第7条 駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失については、駐車場の設置及び管理に瑕疵がある場合を除き、市は賠償の責めを負わない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

訓 令

訓令第6号

令和3年度大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

令和3年度大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における工業系ゾーンの創出を通じた経済活性化、雇用の場の確保に向けた取組みとして、新たな産業用地の開発可能性の検討を行うことを目的とした産業用地創出支援業務に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和3年度大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 環境建設部長
- (3) 企画政策部企画創生課長
- (4) 地域振興部商工振興課長
- (5) 地域振興部農業振興課長
- (6) 環境建設部都市計画課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、環境建設部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、未来まちづくり局において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。

訓令第7号

令和3年度大和高田市プレミアム付商品券発行管理運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

令和3年度大和高田市プレミアム付商品券発行管理運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和3年度大和高田市プレミアム付商品券発行管理運営業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和3年度大和高田市プレミアム付商品券発行管理運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 企画政策部長
- （2） 地域振興部長
- （3） 企画政策部企画創生課長
- （4） 企画政策部広報広聴課長

- (5) 総務部法務課長
- (6) 総務部税務課長
- (7) 地域振興部商工振興課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、地域振興部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部商工振興課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第99号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年5月11日			1							
令和3年5月17日			1							
令和3年5月19日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年5月28日	大和高田市昭和町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第100号

令和3年6月11日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和3年6月4日

大和高田市長 堀内 大造

告示第101号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等

の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和3年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年9月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年3月1日から令和3年3月31日までの間

告示第102号

令和3年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和3年6月17日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）
- 2 令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,193,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,005,457	296,789	5,302,246
	2. 国庫補助金	734,747	296,789	1,031,536
16. 県支出金		1,800,627	400	1,801,027
	3. 県委託金	124,732	400	125,132

18. 寄附金		1	10,966	10,967
	1. 寄附金	1	10,966	10,967
19. 繰入金		663,167	173,145	836,312
	1. 基金繰入金	649,552	173,145	822,697
21. 諸収入		190,500	3,100	193,600
	4. 雑入	173,900	3,100	177,000
22. 市債		2,084,400	1,600	2,086,000
	1. 市債	2,084,400	1,600	2,086,000
補正されなかった科目に係る額		16,963,548	0	16,963,548
歳入合計		26,707,700	486,000	27,193,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,116,321	91,383	3,207,704
	1. 総務管理費	2,606,087	91,383	2,697,470
3. 民生費		12,163,568	72,861	12,236,429
	1. 社会福祉費	5,824,216	8,540	5,832,756
	2. 児童福祉費	3,533,972	64,321	3,598,293
4. 衛生費		3,594,534	316,580	3,911,114
	1. 保健衛生費	1,633,169	316,580	1,949,749
7. 商工費		97,698	0	97,698
	1. 商工費	97,698	0	97,698
9. 消防費		916,157	1,521	917,678
	1. 消防費	916,157	1,521	917,678
10. 教育費		2,373,723	3,655	2,377,378

	1. 教育総務費	434,619	400	435,019
	2. 小学校費	293,007	△13,439	279,568
	3. 中学校費	172,185	15,649	187,834
	6. 社会教育費	254,646	1,045	255,691
補正されなかった科目に係る額		4,445,699	0	4,445,699
歳 出 合 計		26,707,700	486,000	27,193,700

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校増改築事業	千円 1,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1,600			

令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の
 予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	257,840千円	1,925千円	259,765千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	8,112,325千円	△195千円	8,112,130千円
第1項 医業費用	7,873,252千円	3,676千円	7,876,928千円
第2項 医業外費用	225,271千円	△3,871千円	221,400千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「333,661千円」
 は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「47,299千円」を「47,520千円」に、過
 年度分損益勘定留保資金を「35,055千円」に、当年度分勘定留保資金「286,362千円」を
 「251,086千円」に改め補てんするものとし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり
 補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	720,703千円	1,925千円	722,628千円
第3項 負担金	200,000千円	1,925千円	201,925千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,054,364千円	1,925千円	1,056,289千円
第1項 建設改良費	520,794千円	1,925千円	522,719千円

告示第103号

令和3年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等

が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
2. この公示送達により変更する納期限
省略（市役所前掲示場掲示済み）
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第104号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和3年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
大和高田市訪問看護ステーション
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
大和高田市訪問看護ステーション
大和高田市磯野北町1-2
- 3 廃止年月日
令和2年4月1日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

告示第105号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したと

きに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第50号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年6月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	現況	最低売却価格(円)
1	東雲町965番6	宅地	282.24	第一種住居地域	更地	6,219,000
2	曙町747番4	宅地	111.67	第一種住居地域	更地	1,955,000
3	曙町685番3	雑種地	243.72	第一種住居地域	更地	3,654,000
4	曙町685番5	宅地	272.37	第一種住居地域	建物付	2,141,000
5	曙町800番13	宅地	158.66	第一種住居地域	更地	2,296,000
6	曙町809番14	宅地	296.39	第一種住居地域	更地	4,534,000
7	大字市場430番9	宅地	136.71	第一種住居地域	更地	4,273,000
8	大字市場430番21	宅地	118.92	第一種住居地域	更地	3,429,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号4」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）

イ 誓約書（実印）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（実印）

エ 市税滞納情報照会同意書

オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※ オ及びカについては、発行後、3か月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで（土日、祝日を除く。）

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市総務部総務課（大和高田市庁舎2階）

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、令和3年7月2日（金）午後2時までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月5日（月）午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 総務課に提出すること。

(2) 辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 入札金額を加除訂正した入札

(8) 最低売却価格に達しない価格での入札

(9) 郵送等により送付された入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、令和3年7月9日（金）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否

要す。

12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を令和3年8月6日（金）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

13 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市総務部総務課

電話 0745-22-1101

公告第51号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月3日

大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	大谷地内道路拡幅工事
2	工事場所	大和高田市 大谷 地内
3	工事期間	契約締結日から令和3年10月29日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月4日（金）から令和3年6月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年6月4日（金）から令和3年6月23日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年6月23日（水）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年6月24日（木）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年6月28日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなりま</p>

	す。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年6月29日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥9,410,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第52号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他7件 地内
3 業務期間	契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の</p>

	<p>第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者</p> <p>エ「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月9日（水）から令和3年6月18日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前回の報告書の閲覧</p>	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日</p>

	<p>令和3年6月22日（火）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 教育総務課</p>
9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年6月28日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年6月29日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月1日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月2日（金）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとし</p>

	た入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥840,000－（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第53号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内3中学校、6幼稚園、公立2認定こども園及び6保育所）
2 業務場所	大和高田市 大中东町 他16件 地内
3 業務期間	契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者であること。 ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者 ウ 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者 エ 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80

	<p>号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月9日（水）から令和3年6月18日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前回の報告書の閲覧</p>	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和3年6月22日（火）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 教育総務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年6月28日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年6月29日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月1日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月2日（金）午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥840,000 -（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第54号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土庫単身者住宅解体工事
2 工事場所	土庫単身者住宅（大和高田市 土庫一丁目 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和3年9月15日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の解体工事、建築一式工事又は土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 建築一式工事又は土木一式工事登録業者は大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 建築一式工事又は土木一式工事登録業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における解体工事の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(4) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 「解体工事業」の建設業許可証明書等の写し（建築一式工事又は土木一式工事登録業者のみ）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和3年6月9日（水）から令和3年6月15日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年6月23日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年6月24日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年6月28日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年6月29日（火）午前10時30分</p>

	(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	￥1,520,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第55号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月8日

大和高田市長 堀内 大造

公告第56号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	清潔区域における清潔環境管理業務及びHEPAフィルタ等交換整備業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

	<p>であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>イ) 印鑑証明書（写し可）</p> <p>ウ) 法人は履歴事項全部証明書（写し可）、個人は身元証明書（写し可）</p> <p>※上記イ）、ウ）は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月14日（月）から令和3年6月21日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時 までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和3年6月22日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p>

<p>等の配布</p>	<p>仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。</p> <p>本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>(1) 掲載期間 令和3年6月10日（木）から令和3年6月21日（月）まで</p> <p>(2) 問い合わせ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL0745-53-2901 FAX0745-23-9282</p>
<p>9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和3年6月24日（木） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和3年6月25日（金）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年6月28日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書の記載</p>	<p>入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額並びに契約希望金額の内訳として「清潔環境管理業務」及び「HEPAフィルタ等交換整備業務」の金額を消費税等抜きで記載します。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和3年6月29日（火）午前10時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、「清潔環境管理業務」及び「HEPAフィルタ等交換整備業務」のそれぞれの予定価格の制限の範囲で、契約希望金額（「清潔環境管理業務」及び「HEPAフィルタ等交換整備業務」の金額の合計額）について、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	設定しません。
18 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第57号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市総合公園基本計画見直し業務委託
2 履行場所	大和高田市総合公園
3 履行期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」又は「造園」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>ア 技術士（「総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画」）</p> <p>イ 技術士（「建設部門：都市及び地方計画」）</p> <p>ウ RCCM（「都市計画及び地方計画」）</p> <p>エ RCCM（「造園」）</p> <p>(3) 平成28年4月1日以降において、公園基本計画（見直しを含む。）策定業務の履行実績を有する技術者を配置できる者であること。なお、(2)(3)に規定する技術者は兼ねることができるものとする。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法</p>

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5の(2)に掲げる管理技術者として配置予定者の資格者証の写し ③ 5の(3)に掲げる配置予定者の履行実績を証するもの（テクリスの印刷等） ④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月16日（水）から令和3年6月24日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年7月5日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年7月6日（火）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月9日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4）3階 会議室1 （※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。）</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥5,570,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第58号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	幸町街路樹伐採伐根工事
2 工事場所	大和高田市 幸町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年9月30日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月18日（金）から令和3年6月24日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所</p>

	<p>大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年6月18日（金）から令和3年7月2日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年7月5日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年7月6日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する</p>

	金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年7月9日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 （※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。） (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥4,430,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第59号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	13名	① 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 ② 大和高田市立病院で交代勤務可能な人

全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和3年7月24日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（可否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和3年7月1日（木）から令和3年7月16日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

（注）郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込み) 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師	◎	◎	△	△	○	◎

（注1）写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

（注2）返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

（注3）免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和4年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和4年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

(4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	看護師	・月額220,700円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額215,200円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場
-----	-----	--

	合) ・月額209,800円（短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
--	---

- (1) 給料月額は、令和3年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるとお返すことがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

公告第60号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験（行政職）の実施について、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
医療社会福祉士	2名	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、「社会福祉士及び介護福祉士法」による社会福祉士免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
病院事務職員	1名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業し、かつDPC参加病院において診療報酬請求事務の実務経験が5年以上ある人

全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験
日時	令和3年9月5日（日）午前9時30分から
場所	試験申込者に通知

試験の種類	(1) 教養試験 (2) 職場適応性検査（WEB受検） (3) 小論文
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）
区分	第2次試験
日時	第1次試験合格者に通知
場所	第1次試験合格者に通知
試験の種類	集団面接
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第3次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和3年7月12日（月）から令和3年8月6日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

（注）郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込み)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
医療社会福祉士	◎	◎	△	△	○	◎

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業証明書	返信用 封筒
病院事務職員	◎	◎	◎	◎

（注1）写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

（注2）返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

（注3）免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

※病院事務職員については、2次試験合格者には、大和高田市立病院採用試験委員会が指定する期日までに、「職務経験年数を証明する在職証明書」が必要となります。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和4年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和4年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）か

ら抹消します。

(4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	医療社会福祉士	・月額182,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額163,100円（短大卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額150,600円（高校卒業程度で採用前に職歴がない場合）
	病院事務職員	・月額182,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合）

(1) 給料月額は、令和3年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるとお返しいたすことがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

(5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（Tel 0745-53-2901）

公告第61号

大和高田市産業用地創出支援業務委託者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和3年6月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 事業名

大和高田市産業用地創出支援業務委託

(2) 事業概要

「大和高田市産業用地創出支援業務委託提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

(4) 契約限度額

6,270,000円（消費税等を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）の「4参加資格」の要件をすべて満たす者であること。

- 3 参加申込書の提出期間
令和3年6月28日（月）から令和3年7月9日（金）（期間中の土/日/祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）
- 4 その他
大和高田市産業用地創出支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項による
- 5 担当課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 未来まちづくり局 TEL 0745-22-1101

公告第62号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市旧庁舎解体工事
2 工事場所	大和高田市旧庁舎（大和高田市 大字大中 地内）
3 工事期間	本契約成立日から令和4年3月25日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録されている者であること。</p> <p>（2）次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>①奈良県内に本店を有する者で、建築一式工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が1,100点以上である者</p> <p>②大和高田市内に本店を有する者で、建築一式工事において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が900点以上である者</p> <p>③代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で、次の要件を全て満たしている者</p> <p>（ア）代表者（※上記①申請者は不可）</p> <p>a 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有すること。</p> <p>b 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評</p>

	<p>定値が1,000点以上であること。</p> <p>(イ) 構成員（※上記②申請者は不可）</p> <p>a 大和高田市内に本店を有すること。</p> <p>b 大和高田市における建築一式工事の格付け等級がA又はB級であること。</p> <p>(ウ) 代表者の出資比率は2分の1を超えることとし、構成員の出資比率は10分の3以上とする。</p> <p>(3) 上記(2)①、②又は③(ア)は一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者を、(2)③(イ)は、一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、専任技術者は、本契約成立時点において継続して3月以上の雇用関係にある者であること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は本契約成立日から配置できる者とする。)</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（5（2）③の申請者（以下「共同企業体」という。）は本市指定様式（JV用））によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を上記(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>① 5（2）①、②又は③(ア)に係る経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>② 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体に限る。）</p> <p>③ 5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書</p> <p>本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p> <p>令和3年6月30日（水）から令和3年7月12日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 ※令和3年7月に庁舎移転を予定しており、受付場所が変わりますのでご注意ください。 ・6月30日（水）から7月2日（金）までの受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室 ・7月5日（月）からの受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所新庁舎3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月12日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 配布の場所 ※令和3年7月に庁舎移転を予定しており、配布場所が変わりますのでご注意ください。 ・6月30日（水）から7月2日（金）までの配布場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室 ・7月5日（月）からの配布場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所新庁舎3階 総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年7月30日（金）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年8月2日（月）午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年8月4日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和3年8月5日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4）3階 会議室1</p> <p>（※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。）</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
1 6 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(3)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出期限</p> <p>落札候補者の決定連絡を受けた翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所新庁舎3階 総務部契約監理室</p>
1 7 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
1 8 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとし、</p> <p>(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札者（共同企業体の場合、構成する建設業者の1者）が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。</p>
1 9 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとし、</p>
2 0 最低制限比較価格	<p>¥137,190,000-（消費税等抜き）</p>
2 1 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとし、</p>

22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第63号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第30号
- (2) 工 事 名 中央陸橋橋梁補修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 北本町、高砂町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和3年12月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 36,520,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 36,520,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 31,620,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 契約金額が3,500万円以上の場合、土木一式工事に関する主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月29日（火） ～ 令和3年7月15日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月29日（火） ～ 令和3年7月15日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年7月13日（火） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年7月14日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年7月5日（月） ～ 令和3年7月15日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年7月16日（金） 午前10時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・ Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
 - ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
 - ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
 奈良県大和高田市大字大中98番地4（新庁舎）
 ※令和3年7月5日に新庁舎へ移転を予定しています。

大和高田市役所 総務部 契約監理室

TEL (0745) 52-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第64号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田西中学校プール改修工事
-------	---------------

2 工事場所	高田西中学校（大和高田市 大字池田 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和3年11月19日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 防水工事業の建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 ※令和3年7月に庁舎移転を予定しており、受付場所が異なりますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月30日（水）から7月2日（金）までの受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 総務部契約監理室 ・ 7月5日（月）からの受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所新庁舎3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと

<p>確認通知</p>	<p>し、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年7月19日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年7月20日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年7月26日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年7月27日（火）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 （※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。） (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥10,150,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第21号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年6月18日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年6月24日（木）午前10時00分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 大和高田市指定文化財の新規指定について

第2号 令和3年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について

第3号 その他

・後援願いについて

教育委員会告示第22号

大和高田市文化財保護条例（平成5年3月23日条例第15号）第5条第4項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和3年6月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

彫刻の部

名 称	員数	所有者（管理者）	所在地
-----	----	----------	-----

木造大日如来坐像	1 軀	宗教法人不動院	大和高田市本郷町8-15
木造薬師如来坐像	1 軀	宗教法人長谷本寺	大和高田市南本町7-17

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第8号

令和3年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,489 人

6分の1の数 9,245 人

50分の1の数 1,110 人

公営企業

上下水道事業告示第7号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和3年6月21日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
吉田水道工業所	吉田 祐介	橿原市小綱町12-43

上下水道事業公告第5号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年

政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月7日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第1号
- (2) 工事名 高6枝曾大根2丁目地内管渠工事（7）・給配水管移設工事（G07）
- (3) 工事場所 大和高田市 曾大根2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 44,620,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 44,620,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 38,980,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月21日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月21日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年6月16日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載）

		の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和3年6月17日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年6月8日（火） ～ 令和3年6月21日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年6月22日（火） 午前9時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
- なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
- ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
- ・ Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
 - ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
 - ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなり

ます。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第6号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月7日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第2号

(2) 工事名 高6枝大東町地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G05)

(3) 工事場所 大和高田市 大東町 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和3年12月28日(火)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 37,320,000円(税抜き)

(7) 設計金額 37,320,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 32,570,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月21日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月21日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年6月16日（水） 午後3時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年6月17日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年6月8日（火） ～ 令和3年6月21日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年6月22日（火） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してくださ

い。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・ Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
- ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
- ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第7号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月7日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第3号
- (2) 工事名 高5枝東中2丁目地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)・配水管布設替工事(S03)
- (3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日(月)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおりに
- (6) 予定価格 117,680,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 117,680,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 103,610,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月28日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月7日（月） ～ 令和3年6月28日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年6月23日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年6月24日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年6月8日（火） ～ 令和3年6月28日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年6月29日（火） 午後1時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びビによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasp-help.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第8号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月7日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第4号
- (2) 工事名 高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)
- (3) 工事場所 大和高田市 曾大根1丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日(月)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 93,130,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 93,130,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 81,860,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和3年6月7日(月) ～ 令和3年6月28日(月)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和3年6月7日(月) ～ 令和3年6月28日(月)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和3年6月23日(水) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和3年6月24日(木) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料(工	令和3年6月8日(火)	※見積根拠資料(工事内訳書)を

事内訳書)の提出	～ 令和3年6月28日(月)	作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年6月29日(火) 午後2時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8

号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

（1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第9号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月29日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第5号

(2) 工事名 高6枝蔵之宮町地内管渠工事(6)・給配水管移設工事(G06)

(3) 工事場所 大和高田市 蔵之宮町 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日(月)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 40,100,000円(税抜き)

(7) 設計金額 40,100,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 34,960,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。

(2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。

- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月29日（火） ～ 令和3年7月15日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年6月29日（火） ～ 令和3年7月15日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年7月12日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年7月13日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年7月5日（月） ～ 令和3年7月15日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年7月16日（金） 午前9時30分	大和高田市庁舎 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - ウ 他人のICカードを使用した入札
 - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
 - オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenaspelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第10号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年6月29日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第6号
- (2) 工事名 築枝大谷地内管渠工事（8）・給配水管移設工事（G08）
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 39,580,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 39,580,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 34,540,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システ	令和3年6月29日（火） ～	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/

ムからダウンロードしてください。)	令和3年7月15日（木）	koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和3年6月29日（火） ～ 令和3年7月15日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年7月12日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和3年7月13日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年7月5日（月） ～ 令和3年7月15日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年7月16日（金） 午前10時00分	大和高田市庁舎 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上

の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・ Microsoft Word 拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
 - ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
 - ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その

再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第11号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事（13）・給配水管移設工事（G13）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年12月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年7月15日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年7月16日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月20日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月21日（水）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所庁舎 3階 会議室1</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥21,250,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第12号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事（15）・給配水管移設工事（G15）・配水管布設替工事（S05）
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年12月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規

	<p>定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(2) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1</p>

	<p>時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年7月15日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年7月16日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月20日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月21日（水）午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所庁舎 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥13,950,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第13号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

（大和高田市上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事(S04)
2 工事場所	大和高田市 片塩町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年11月30日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者および石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から完成検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申

	<p>請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上下水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年7月19日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和3年7月20日（火）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年7月26日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月27日（火）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 （※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。）</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥13,630,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第14号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年6月29日

（大和高田市上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事(S06)・消火栓布設替工事(消02)
2 工事場所	大和高田市 勝目・出 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年10月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から完成検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限</p>

	<p>る。） とします。 (4) 受付期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 令和3年6月30日（水）から令和3年7月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年7月19日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課 FAX 0745-23-3850 (3) 回答期限 令和3年7月20日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年7月26日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	<p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年7月27日（火）午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中9番地4） 3階 会議室1 （※令和3年7月に庁舎移転を予定しております。新庁舎での開札となりますので、ご注意ください。）</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥3,100,000－（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

議 会

議会規則第1号

大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月17日

大和高田市議会議長 仲本 博文

大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則

大和高田市議会会議規則（平成7年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第76条の次に次の1条を加える。

（電子表決システムによる表決）

第76条の2 第70条第1項及び前条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。

2 議長は、前項の電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者に賛成のボタンを、問題を否とする者に反対のボタンを押させ、賛成のボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第84条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

原稿誤り

教育委員会訓令第1号

令和3年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和3年度大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和3年度大和高田市立学校給食調理業務（浮孔小学校・浮孔幼稚園、陵西小学校・陵西幼稚園、片塩小学校・片塩幼稚園、菅原小学校・菅原幼稚園）委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和3年度大和高田市立中学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5名以内をもって組織する。

2 委員長は、教育長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、教育委員会事務局教育部長をもってこれに充てる。

4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会事務局教育部次長
- (2) 浮孔西小学校校長
- (3) 学校栄養教諭

5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員長、副委員長及び委員並びに第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年7月31日限り、その効力を失う。

- (6) 植栽工事（枯れ補償） 1年
- (7) 地盤の造成 1年
- (8) 管布設 2年

2 前項の規定は、市長の損害賠償の請求権及び解除権の行使を妨げない。

3 市長は、契約不適合責任期間内に契約不適合を知りその旨を契約者に通知した場合において、当該通知から一年が経過する日までに請求等をしたときは、当該期間内に請求等をしたものとみなす。

4 市長は、第1項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年号外法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する契約者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第566条及び第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 市長は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに契約者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、契約者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 市長は、普通財産及び物品の売払契約における目的物の引渡し後の契約不適合については、その責任を負わない。ただし、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し、又は第三者に譲り渡した権利については、この限りでない。

第48条を次のように改める。

（市長の解除権）

第48条 市長は、契約者が契約の解除を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、当該期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約者が正当な理由なく契約の履行の着手を遅延したとき。

(2) 契約者について、履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたと認められるとき。

(4) 契約者が正当な理由なく第35条の規定による監督及び検査の協力義務等に反する行為をしたとき。

(5) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約者又はその代理人がこの規則又は契約条項に違反したとき。

2 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約者が債務の全部を履行することができないとき。

(2) 契約者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約者が債務の一部を履行できない場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約者が債務を履行しないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約者が債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 契約者が建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定により営業の停止処分を受け、又は許可の取消処分を受けたことについての通知を受けたとき。

(7) 契約締結後、契約者がその入札に関し不正な行為をしたと認められるとき。

(8) 契約者（契約者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、市長から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 市長は、前2項の規定により契約を解除した場合は、その理由その他必要な事項を書面により契約者に通知しなければならない。

4 第1項各号又は第2項各号に規定する債務の不履行が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

第48条の2第2項を削る。

第51条の2を削り、第51条の3を第51条の2とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年7月10日付け大和高田市公報第378号（登載漏れ）

規則第29号の2

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年3月19日規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項中「7月から9月」を「6月から10月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。